

日中サービス支援型共同生活援助の指定(変更)申請について

日中サービス支援型共同生活援助については、地域に開かれたサービスとすることにより当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

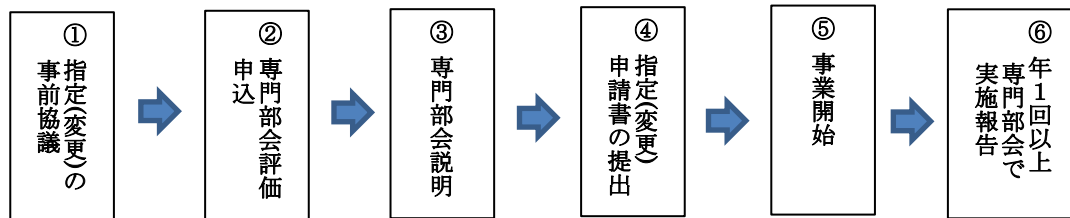
このことから、本市では、堺市障害者施策推進協議会に設置した「日中サービス支援型グループホーム専門部会（以下「専門部会」という。）」において、日中サービス支援型共同生活援助の指定（変更）時及び事業開始後定期的に（年1回以上）運営方針や活動内容等を説明し、評価、助言等を受ける必要があります。

具体的な運用については、下記のとおりとさせていただきます。

記

1 指定（変更）申請の流れについて

指定（変更）申請から事業開始後の流れについては、以下のとおりです。
専門部会の開催日程が決まっているため、これに合わせたスケジュールとなります。



【令和2年度専門部会開催のスケジュール】

指定（変更）年月日	専門部会評価申込締切	専門部会開催日程
令和2年12月1日～令和3年3月31日	令和2年9月30日	令和2年10月中旬
令和3年4月1日～令和3年7月31日	令和3年1月29日	令和3年2月中旬

※専門部会評価申込締切までに事前協議が終了していることが必要です。

2 専門部会での評価等について

上記スケジュールの期日までに、専門部会評価申込書と添付書類を本市に提出してください。
提出された書類を基に専門部会に出席し説明していただきます。

専門部会の評価、助言等が記載された「専門部会評価報告シート」を後日お渡しいたしますので、それらに沿った事業運営をお願いいたします。

3 指定（変更）申請書の提出書類について

通常の指定（変更）申請書の提出書類に加えて、専門部会の評価、助言等が記載された「専門部会評価報告シート」を提出してください。

4 事業指定後の定期的な（年1回以上の）報告について

日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書と添付書類を本市が指定する提出期日までに提出してください。

提出された書類を基に説明していただきます。専門部会の出席日については、後日連絡させていただきます。

専門部会の評価、助言等が記載された「専門部会評価報告シート」を後日お渡しいたしますので、それらに沿った事業運営をお願いいたします。

5 提出書類について

指定（変更）前 専門部会評価申込時	1 日中サービス支援型グループホーム専門部会評価申込書
	2 日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート
	3 日中サービス支援型共同生活援助事業所の1日のGH内利用者数・職員の勤務体制案（様式1）
	4 共同生活援助事業所及び短期入所事業所の平面図・位置図
	5 その他法人が説明で必要とする書類
事業指定後 実施状況報告時	1 日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書
	2 日中サービス支援型共同生活援助事業評価シート
	3 日中サービス支援型共同生活援助事業所 勤務体制表（様式2）
	4 日中サービス支援型共同生活援助利用者GH内での過ごし方ウィークリープラン（様式3）
	5 【1回目】 指定（変更）時の事業計画シートの写し 指定（変更）時の専門部会評価報告シートの写し 【2回目以降】 前回の事業評価シートの写し 前回の専門部会評価報告シートの写し